

令和 8 年度 事業 計画 書

第 1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第 2 事業内容

事業名	事業内容
1 広報啓発活動 (第 1 号事業)	(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 ア 暴排条例の周知を図り、県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、警察をはじめ関係機関・団体等広く県民を結集し官民一体となった「第 35 回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催する。(秋田県、秋田市、秋田県警察) イ 県民大会開催についてミルハスホームページ、デジタル掲示板及び県内各市町村広報誌(紙)等を活用した広報啓発活動を実施する。 (2) 暴力団排除思想の高揚 ア 暴力団等反社会的勢力からの被害防止を図るため、各種講習・キャンペーンのほか、機関誌(紙)やポスター・パンフレット等を活用し、潜在化が進行する暴力団の実態を広く県民に知らせ、暴力団排除思想の普及と高揚を図る。 イ FM秋田を活用した広報 (ア) FM秋田のラジオ番組を活用して広報を推進し、更なる知名度アップを図る。 (イ) FM秋田が作成するフリーペーパーを活用し、暴力団に関する相談フリーダイヤル電話を紹介し相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図るほか、併せて賛助会員募集を周知する。 ウ デジタルサイネージを活用した広報 西武秋田店壁面(仲小路アーケード側)設置の 92 インチモニター活用(1 本 15 秒、1 日約 170 回放映)、広報を実施。 エ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 暴力相談フリーダイヤルを印刷した「郵便局窓口現金用封筒」を郵宣東日本支社に発注し県内 6 郵便局(秋田中央局・土崎局・大館局・能代駅前局・大曲局・横手局)にて広報実施。 オ 新聞広告活用による広報 秋田さきがけ新報の紙面に、暴力団に関する相談フリーダイヤルと相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしと併せて賛助会員募集を周知して当センターの知名度アップを図る。 カ テレビ局コマーシャル放映による広報 テレビ局(ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送)の期間限定(約 50 日間)テレビスポット特別企画を利用した広報を実施する。 キ 他機関広報誌(紙)等活用による広報 他機関広報誌(紙)への掲載依頼、不当要求防止責任者講習及び各種研修会(会合)等を活用して広報を推進し、相談制度の周知徹底及び当センターの知名度アップを図る。 (3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 暴排条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 (4) 各種契約に「暴排条項」導入の推進 不当要求防止責任者講習や関係機関・団体との連絡協議会等の機会を活用し、各種契約・約款等への暴排条項導入の支援活動を推進する。

事業名	事業内容
	(5) ホームページの有効活用 ホームページの内容の充実を図り、効果的な広報啓発活動を推進する。 (6) 賛助会員の拡大 事業活動に対する理解と協力を確保するための広報活動を推進、賛助会員の維持・拡大を目的に賛助会員制度を周知徹底し、事業資金確保に努める。
2 暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動 (第2号事業)	(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 暴力団員等による不当な行為の予防に関する個人又は団体の活動を支援する。 (2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 暴力追放推進委員に対し、暴力団関係情報等の提供、研修会の開催及び助成金の交付等により活動の活性化を図る。 (3) 関係機関・団体等との連携の強化 警察や防犯協会等関係機関・団体との連携を強化し、効果的な支援活動を推進する。
3 暴力相談活動 (第3号事業)	(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 民事介入暴力や不当要求行為に関する暴力相談を適切かつ迅速に行うため弁護士会の民事介入暴力対策委員会に所属する弁護士のほか、保護司、少年指導委員を暴力追放相談委員に委嘱するとともに、それぞれの専門的知識・経験を生かした相談活動を推進する。 (2) 暴力相談への的確な対応 ア 多岐にわたる暴力相談に迅速に対応し、県民の不安を早期に除去するため関係機関・団体等の各相談窓口と緊密に連携し、的確な暴力相談の受理体制を確立する。 イ 各地区(ブロック別)毎に暴力相談所を開設して相談活動を推進する。 (3) 「暴力相談」利用の促進 ホームページ、ラジオ番組、新聞広告等各種広報媒体を効果的に活用して暴力相談活動の周知を図り、利用の促進に努める。
4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)	(1) 少年を暴力団から守るための活動 少年の健全育成を目指す関係機関・団体及び少年指導委員と連携を強化して、少年に対する暴力団の影響を排除し、少年の暴力団組織への加入阻止を図る。 (2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 少年に触手を伸ばす暴力団の実態等について、各種広報媒体を活用して効果的に広報啓発活動を行い、県民の暴力団排除思想の高揚を図る。
5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱支援活動 警察、国・県・市町村等行政機関、保護司会連合会等関係機関・団体と連携して、暴力団組員等に対する組織からの離脱の働きかけを支援する。 (2) 協賛事業所との連携の強化 ア 協賛事業所を定期的に訪問して現況を把握するとともに、継続して離脱者の就労に対する理解と協力を求める。 イ 離脱者を雇用した事業所に対しては、速やかに雇用報奨金を支給するなど、継続した雇用先の確保に努める。 (3) 離脱者、離脱希望者等に対する支援 離脱者及び離脱希望者に対しては個々面接と助言等による就労支援を実施し、生活基盤の安定を図る。

事業名	事業内容
6 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 (第6号事業)	(1) 住民等から委託を受け、暴力団事務所使用差止請求訴訟を実施する。 (2) 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動制度の周知徹底を図るための広報を実施する。
7 不当要求防止責任者講習の実施 (第7号事業)	(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底 暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。 (2) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 不当要求防止責任者講習について、ホームページへの掲示等各種広報媒体を利用した効果的な広報を行い、受講の促進を図る。 (3) 不当要求による被害防止体制の確立 企業及び行政機関の不当要求防止責任者に対して、最新の暴力団情勢に基づいた適切な対応の習得を重点とした不当要求防止責任者講習を計画的に実施し、被害防止体制の確立を図る。 (4) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア 受講者に対してアンケート調査を実施し、事後の講習の参考に資するほか、ニーズに対応した講習を実施する。 イ 弁護士等部外講師による講話及び視聴覚教材の活用等を取り入れた講習を実施する。
8 不当要求情報管理機関に対する援助 (第8号事業)	(1) 研修会への講師派遣等 不当要求行為による被害を防止するための研修会等に講師を派遣し、講習のほか、各種資料の提供及び必要な助言・指導に努める。 (2) 暴力団の活動状況等の情報提供 関係機関との連携を密にし、暴力団情勢及び暴力団員の活動状況等について情報提供する。 (3) 照会に対する回答 照会に対しては、迅速・的確に対応する。
9 被害者の救済・支援活動 (第9号事業)	(1) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援 警察と連携した暴力団事務所撤去運動等に対し、助成金を交付するなど、自主的組織活動を支援する。 (2) 訴訟費用等の無利子貸付及び補助 暴力団等に対する訴訟費用及び損害に対する被害修復費用について、無利子貸付及び補助をする。 (3) 見舞金の支給及びカウンセラー等の派遣要請 暴力団犯罪の被害者に対して見舞金を支給するほか、必要に応じて関係機関に対し、カウンセラー等の派遣を要請する。
10 少年指導委員の活動に必要な研修等の実施 (第10号事業)	(1) 少年指導委員研修会等の実施 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「少年指導員」に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させる研修会を開催し、暴力団関係情報及び暴排資料等を提供する。 イ 警察本部人身安全対策課と連携し、効果的な研修会を開催する。

事業名	事業内容
11 調査研究活動 (第11号事業)	(1) 「秋田県民事介入暴力対策研究会」との連携強化 警察、弁護士会と連携し、民事介入暴力事案に関する情報交換及び調査研究を行い、各種相談及び支援事業等に活用する。 (2) アンケート調査の実施 不当要求防止責任者講習等の機会を活用し、当センターの事業活動に対する理解度、認知度及び意見・要望等を把握するためアンケート調査を実施し、事業活動に反映させる。 (3) 調査・資料の収集活動 警察や全国暴力追放運動推進センター及び東北ブロックを含めた各種会議等において、全国的な暴力団情報を調査・収集し、広報資料、相談事業等に活用することにより、暴力団情報を広く県民に提供する。
12 その他	(1) 理事会及び評議員会の開催 ア 当センターの事業活動を健全に推進するため、定期に開催される理事会及び評議員会で事業報告を行い、その意見を求め事業を推進する。 イ 必要に応じて臨時理事会、臨時評議員会を開催する。 (2) 暴力追放功労表彰の実施 暴力追放活動に功労があった個人及び団体に対して積極的に表彰(県、東北ブロック、全国)を上申する。